

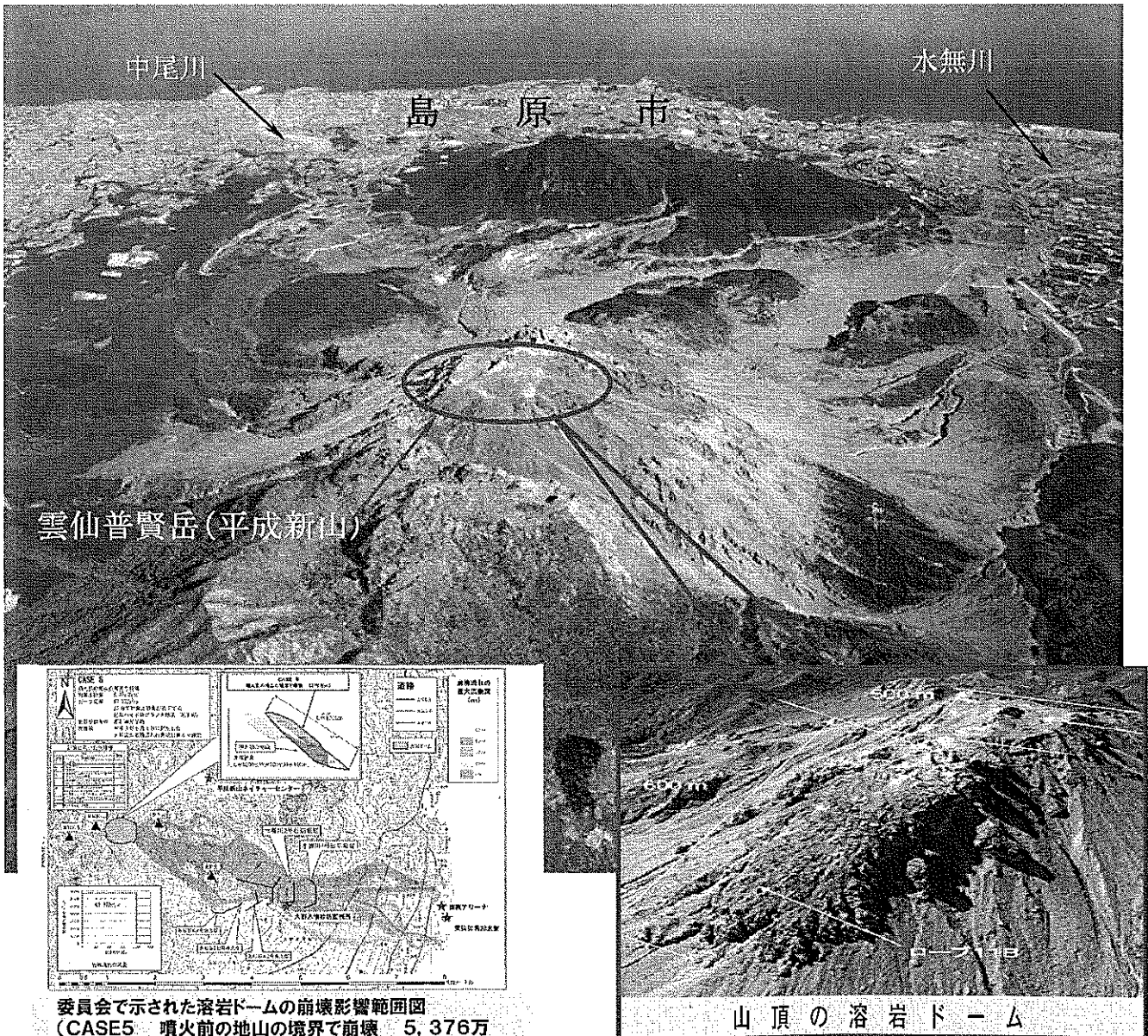
23 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの監視・観測体制の継続・強化、並びに溶岩ドーム崩壊に対する即応体制の継続と予防対策を実施すること

2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターの存続と雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること



【1】雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について

・雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの監視・観測体制の継続・強化とは
平成5年度から着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し土石流に対する安全性は格段に向上しています。しかし一方で普賢岳の山頂部には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在しており、地震時等に崩壊の危険性が指摘されていますが、現行砂防計画において溶岩ドームの対応については事業対象外となっています。

現在溶岩ドームの監視・観測は直轄砂防工事現場の安全確保の観点から、直轄により行なわれていますが、昨年学識者を委員とする「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」におきまして、溶岩ドームが崩壊した場合の影響範囲の試算結果が示されると同時に今後新しい知見が得られた時点でシミュレーションの確度を上げていくことが重要であるとの提言がありました。

それを実行し地域住民の安全な暮らしを速やかに実現するためにも、今までの観測実績で得られたノウハウや全国の火山砂防対策についての豊富な知識と技術力を持つ国により引き続き対応して頂くことを望みます。

・溶岩ドームの崩壊に対する即応体制の継続と予防対策の実施とは

被災時の即応体制の一つとして当地区で培われた無人化施工技術は全国の噴火災害箇所等で有効に活用されるべきものであり、今後も技術向上のため当地区を実践の場としてそのノウハウを蓄積・継承していくことが必要だと考えます。

崩壊予防対策としては噴出物の撤去や流下物の補足等が考えられますが、それらを実施する際にも当技術は大変重要であると考えます。

また、平成23年12月からは「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」において学識者と関係行政機関が連携してハード・ソフト両面にわたり減災対策を検討しているところですが、想定される災害規模が大きいことやその対応には高度な知見・技術力が必要であることから国による対応が必要不可欠であると考えます。

【2】九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

・国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターの存続とは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要な不可欠な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

平成24年5月に日本で初めての「第5回ジオパークユネスコ国際会議」が開催される「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものであり、ジオパークに欠くことのできない当センターの島原半島における存在は、本県にとって重要でありますので、今後も引き続き存続されることを望みます。

・雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩壊や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠でありますので、センターの機能につきまして、一層の充実強化を望みます。

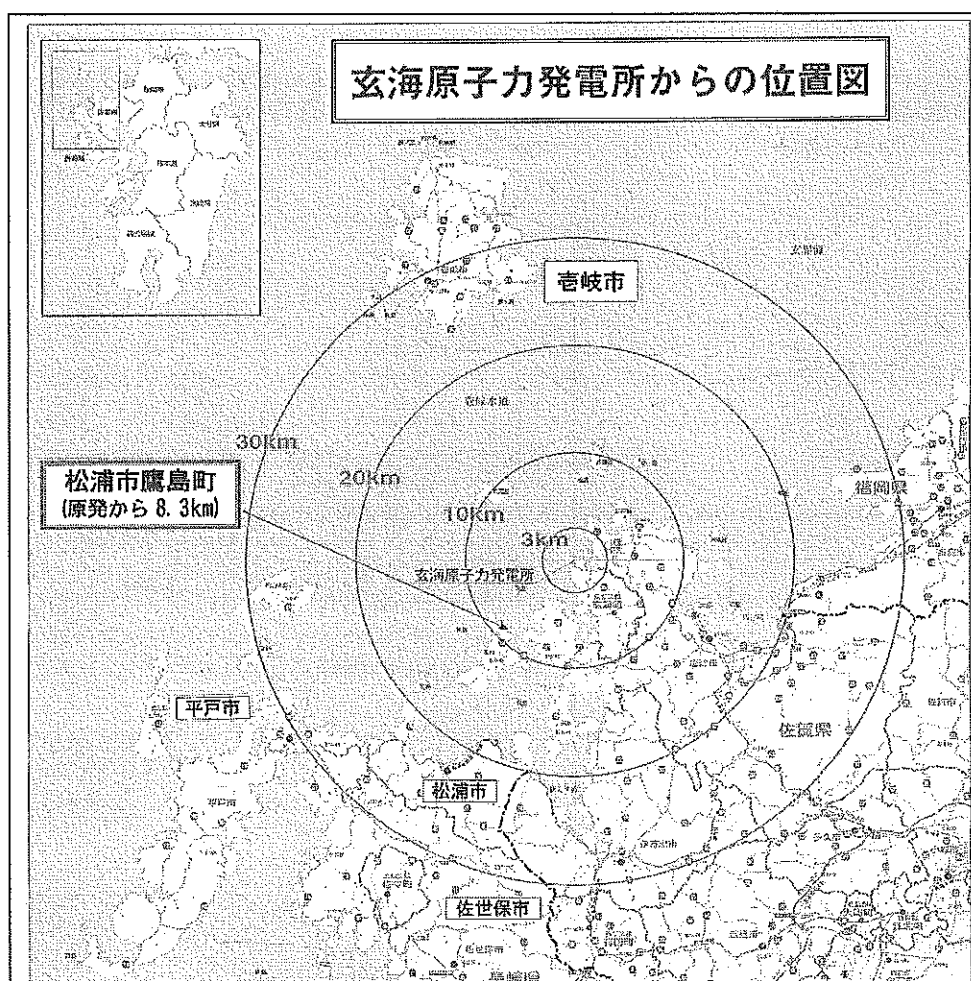
【提案・要望の具体的内容】

(原子力発電施設の災害対策について)

- 1 原子力施設及び地理的状况に応じたUPZとすること
- 2 地域住民の意見が反映できる体制を責任を持って構築すること
- 3 県域を越えた広域的連携に対する支援を行うこと
- 4 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずること
- 6 情報開示を迅速に行い、科学的データによる安全性確保について責任ある説明を行うこと
- 7 玄海原子力発電所運転再開前に地域住民に対し説明を行なうこと
- 8 原子力安全協定の位置づけを明確化すること

(福島原発事故の影響について)

- 9 本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること



【1 原子力施設及び地理的状況に応じたUPZとすること】

○原子力施設及び地理的状況に応じたUPZとは

原子力安全委員会は「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)の見直しを行なっていますが、EPZを「緊急時防護措置を準備する区域の範囲」(UPZ)とし、当面のめやすとしてその範囲を概ね30kmとしております。

しかし、原子力施設からの放射性物質の拡散は、異常事態の態様、施設の特長、気象条件、周辺の地形等に左右されます。特に海域においては遮蔽するものもなく、影響が広範囲に及ぶことも考慮のうえ、これらの条件を基に様々なシミュレーションを行い、UPZの見直しにあたっては原子力施設ごとに設定することを望みます。

【2 地域住民の意見が反映できる体制の構築について】

○地域住民の意見が反映できる体制の構築とは

エネルギーの安定的な確保は国の責務であると考えます。UPZに含まれる地域の住民は、放射線に対する不安を常に抱えながら生活していかなければならず、地域住民の理解を得ることなく原子力施策は推進できません。

このため、常日頃から地域住民の意見を反映できる場が必要であり、これら意見を勘案のうえ、国が責任を持って運転再開等の判断を行う体制を構築することを望みます。

【3 県域を越えた広域的連携に対する支援について】

○県域を越えた広域的連携とは

県及び市町が地域防災計画を策定するにあたっては、避難体制の確立が必要であり、避難にあたっては原子力発電所から遠くに逃げるのが基本となります。

この際に考慮すべきこととして、県境を越えての避難、特に島民の県外への避難等が生じますが、これまで県域を越えた防災計画は策定されなかったことに鑑み、国においては積極的な支援を行うことを望みます。

【4 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと】

○原子力防災対策に必要な資機材等の配備とは

長崎県では防災対策を必要とする範囲を30kmに拡大した地域防災対策の見直しを行なっていますが、これに伴い対象住民、防災関係機関及び防災要員が多数に及ぶことから、モニタリングポストを始めとした防災資機材等の整備を望みます。

【5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策について】

○安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策とは

原子力発電所の規制監督とその安全確保は国の責務であることから、早急に事故の検証を行い、その結果を踏まえ、安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずることを望みます。

【6 情報開示、科学的データによる安全性確保のための責任ある説明について】

○安全性確保のための責任ある説明とは

原子力発電所におけるストレステストなど総合的安全評価を始めとしたこれまでの国の判断については、情報開示を迅速に行い、安全性の確保がなされているとの根拠を科学的データ等で明確に示し、責任ある説明を行なうことを望みます。

【7 玄海原子力発電所運転再開前の地域住民に対する説明について】

○運転再開前の地域住民への説明とは

長崎県は、玄海原子力発電所運転再開に関する地元説明会を開催してほしいとの要望を行なっておりましたが、経済産業省からは「福島第一原子力発電所事故を受けて事業者を実施を指示した原子力発電所の安全確保策（緊急安全対策、シビアアクシデント対策）の内容及び総合的安全評価の結果等について、国としての見解をまとめた後、住民に対して説明を行いたい」との回答を頂いているところであります。

ひとたび原子力災害が発生した場合は、県民の生命・身体の安全はもとより、県内産業から県民の日常生活に至るまで広い範囲で多大な影響を被ることが懸念されるので、玄海原子力発電所運転再開前には地域住民に対し説明を行なうことを改めて望みます。

【8 原子力安全協定の位置づけの明確化について】

○原子力安全協定の位置づけの明確化とは

これまで立地自治体と電力事業者が締結していた「原子力発電所の安全確保に関する協定書」いわゆる安全協定の締結には法的根拠はなく、立地自治体と電力事業者との間で、立地の際の信頼関係に基づき締結する紳士協定であるとされてきました。

原子力発電所における平常時・異常時における通報等は、地域住民の安全確保のため、立地自治体のみならず隣接自治体等にも必要とされる情報であり、立地自治体とのみ締結する協定のあり方が見直される必要があります。

このようなことから、安全協定のあり方を検証し、法制化を含めた安全規制上の位置づけを明確化するよう望みます。

【9 規制緩和等の働きかけ強化について】

○本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化とは

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力発電所事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。長崎魚市（株）の鮮魚輸出は平成23年5月31日から再開されましたが、県・長崎魚市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続などの負担が生じており、規制の緩和が望まれます。特に、韓国など中国以外の多くの国では原産地証明のみで輸出が可能であるうえ、本県産鮮魚からは放射性物質が不検出の状態であることから、放射性物質検査の省略など規制緩和を強く望むものです。

日本産農林水産物等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、規制が緩和されるよう、関係国等への働きかけを強化し、客観的データ等に基づく信頼度の高い情報の発信力強化など、海外消費者等に向けた風評の払拭策強化を要望します。